裏　面

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律抜粋

第19条　文化庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定登録機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第31条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

三　第19条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

〔備考〕用紙の大きさは、日本工業規格B列8番（横9.1cm、縦6.4cm）とする。

附　則

この省令は、著作権法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

○文部科学省令第二十三号

展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）及び展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令（平成二十三年政令第百五十六号）の規定に基づき、展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

文部科学大臣　高木　義明

展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（展覧会の要件）

第二条　法第三条第二項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　不特定かつ多数の者に美術品を鑑賞する機会を提供するものであること。

二　開催を予定する期間が二十日を超えるものであること。

三　対象美術品の約定評価額総額が五十億円を超えるものとなるものであること。

四　展示を予定する美術品のうち主要なものが海外から借り受けるものであること。

五　利益の分配、物品の販売その他営利を主たる目的とするものでないこと。

六　利益が生じたときは、当該利益を文化の振興その他の公益を目的とする事業に充てることとしていること。

（展覧会の主催者の要件）

第三条　補償契約に係る展覧会の主催者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　当該展覧会を安全かつ適切に実施するために必要な資金を確保する見込みがあること。

二　当該展覧会の開催に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行うための体制が整備されていること。

三　当該展覧会に相当する規模及び内容の展覧会を主催した実績を有すること。

（展覧会の開催施設の要件）

第四条　補償契約に係る展覧会を開催する施設（以下「開催施設」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

一　開催施設の建物が、その設置されている場所の状況に応じた必要な耐火性能及び耐震性能を有する構造のものであること。

二　次に掲げる設備が設けられていること。

イ　当該展覧会のために借り受ける美術品の性質に応じた適正な温度、湿度及び照度（第七条第一号ロにおいて「温度等」という。）を保つことができる設備

ロ　防火及び防犯のために常時作動する設備

三　開催施設の建物内に当該開催施設以外の施設が設けられているときは、当該開催施設が当該開催施設以外の施設から独立した専用の施設として区画されていること。

（損害保険契約の締結）

第五条　補償契約に係る展覧会の主催者が、当該補償契約に係る対象美術品について、当該対象美術品に補償対象損害が生じた場合における当該補償対象損害の額のうち当該補償契約により補償される額を控除した額を填補するための損害保険契約（保険法（平成二十年法律第五十六号）第二条第六号に規定する損害保険契約をいう。）を締結する場合には、対象美術品ごとの約定保険価額（保険法第九条に規定する約定保険価額をいう。）を定めるとともに、当該約定保険価額が当該対象美術品の約定評価額と同一の額となるものでなければならない。

（補償契約の締結の手続）

第六条　補償契約を締結しようとする展覧会の主催者は、次に掲げる事項を記載した補償契約の申込書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　当該展覧会の名称

二　当該展覧会の趣旨及び内容

三　当該展覧会の開催を予定する期間

四　当該展覧会のために借り受ける美術品の名称、所在地、所有者の氏名又は名称及び価額（当該美術品の価額として当該美術品の所有者が算定した価額をいう。）

五　当該展覧会の主催者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六　当該展覧会の開催に関する業務の体制に関する事項

七　当該展覧会の主催者が過去に主催した展覧会の実績に関する事項

八　開催施設の名称、所在地及び建物の構造並びに第四条第二号イ及びロの設備に関する事項

2　前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該展覧会に係る収支予算書

二　当該展覧会のために借り受ける美術品についての次に掲げる事項を記載した書面

イ　前項第四号の価額の算定の根拠を明らかにする事項

ロ　種別、寸法、重量、材質、形状その他の特徴

三　当該展覧会の主催者の最近における財産の状況を知ることができる書面

四　当該展覧会の開催に関する業務について知識及び経験を有する学芸員その他の使用人の確保の状況を記載した書面

五　開催施設の建物の位置及び構造並びに第四条第二号イ及びロの設備に関する図面

六　開催施設において過去に発生した美術品に係る事故に関する情報を記載した書面

七　当該展覧会のために借り受ける美術品の陳列、当該美術品の監視及び開催施設の警備、第四条第二号イ及びロの設備の運用その他の美術品の展示に関する業務の実施計画を記載した書面

八　当該展覧会のために借り受ける美術品の運搬の経路、方法、開始時期及び予定終了時期その他の美術品の運搬に関する業務の実施計画を記載した書面

九　前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会のために借り受ける美術品の約定保険価額の見込みを記載した書面

十　その他参考となるべき事項を記載した書面

（対象美術品の取扱いに関する基準）

第七条　法第六条の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　対象美術品の展示に当たっては、次によること。

イ　対象美術品の監視、開催施設の警備その他の対象美術品の損害を防止するための措置を適切に行うために必要な体制を整備すること。

ロ　補償契約に係る展覧会の開催期間中、対象美術品の性質に応じた適正な温度等を保つとともに、温度等の測定値の記録を作成し、これを保管すること。

ハ　第四条第二号イ及びロの設備について保守及び管理に関する責任者を定め、当該責任者の指揮監督の下に定期的に点検整備（計器の較正を含む。）を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

ニ　対象美術品の陳列、対象美術品の監視及び開催施設の警備、第四条第二号イ及びロの設備の運用その他の美術品の展示に関する業務のマニュアルを作成し、その内容について、当該業務を担当する者に周知徹底を図ること。